

ガス利用促進割引[付帯契約型]
(選択約款)

地点群名 大槌祝田団地

令和4年10月1日実施

釜石瓦斯株式会社

目 次

1. 用語の定義	-----	1
2. 付帯契約の種別	-----	1
3. 適用条件	-----	1
4. 契約の締結及び契約期間	-----	2
5. 割引額等	-----	2
6. その他	-----	2

付 則

1. 実施の期日	-----	3
----------	-------	---

別表第 1	-----	3
-------	-------	---

別表第 2	-----	3
-------	-------	---

1. 用語の定義

この選択約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

- (1) 「主契約」とは、この選択約款の対象となる選択約款で規定するガス需給契約もしくはガス小売供給約款で規定するガス使用契約をいいます。
- (2) その他の用語については、主契約の用語の定義のとおりといたします。

2. 付帯契約の種別

付帯契約の種別（以下「割引種別」という。）は、次のとおりといたします。

- ① マイホーム取得応援割引
- ② 被災者応援割引
- ③ ガス利用応援割引

3. 適用条件

この選択約款は、次の条件を満たし、平成30年 1 月 1 日以降に、ガス需要場所に居住する建物所有者が、この選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。

- (1) 適用地点群は、次の通りといたします。
 - ・大槌祝田団地
- (2) 主契約として、当社の定める約款（別表第1）にもとづく契約を締結すること。
- (3) 上記主契約にもとづく料金を口座振替またはクレジットカード払いによりお支払になること。
- (4) マイホーム取得応援割引は、ガスを使用する建物ごとの区分を定める件（昭和60年通商産業省告示第461号。以下「告示」という。）第1条の表に定める建物区分のうち、「一般住宅」の建物区分に該当する建物（但し、主契約がガス小売供給約款の場合は、厨房機器(※1)及び風呂・給湯に20号以上の給湯機器(※2)を使用する建物に限る。）で、次のいずれかに該当すること。
 - ① 新築で（新規建売住宅の購入を含む。）、新たに当社のガスを使用する場合。
 - ② 当社のガスを既に使用している建物を、建替えにより継続して当社のガスを使用する場合。
 - （※1）「厨房機器」とは、エネルギー源としてガスを使用する調理用の機器をいいます。
 - （※2）「給湯機器」とは、エネルギー源としてガスを使用し、温水を作る機能を有する燃焼機器をいいます。
- (5) 被災者応援割引は、前条に加え、東日本大震災等により住家に被害を受け、自治体から『罹災証明書』を交付されていること。

- (6) ガス利用応援割引は、告示第1条の表に定める建物区分のうち、一般住宅の建物区分に該当する当社のガスを使用していない建物で、リフォームや燃料転換等により新たに当社のガスを使用すること。

4. 契約の締結及び契約期間

- (1) この選択約款に基づく契約の締結を希望されるお客さまは、当社が定める申込方法により、当社に申し込んでいただきます。また、割引種別を変更しようとするときも同様といたします。
- (2) この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した日（以下「契約成立日」といいます。）に成立いたします。
- (3) 契約期間は、契約成立日以降最初の定例検針日（契約成立日と定例検針日が同日の場合を含みます。）の翌日（以下「適用開始日」といいます。）から、60か月目の定例検針日までといたします。ただし、契約成立日が新たにガスの使用を開始する日以前の場合は、そのガスの使用を開始する日を適用開始日とし、その日から、60か月目の定例検針日までといたします。
- (4) 既に主契約を締結しているお客さまが、主契約の変更または割引種別の変更の申し込みをする場合の契約期間は、(3)の適用開始日から60か月目の定例検針日までといたします。
- (5) 主契約を解約した場合は、当該解約の日をもって付帯契約の解約の期日といたします。

5. 割引額等

- (1) 割引額は、割引種別（別表第2）の区分に応じて定めます。
- (2) 割引額に1円未満の端数が生じた場合には、当該端数を切り上げた額を割引額といたします。
- (3) 付帯契約の契約期間における早収料金は、主契約の早収料金から(1)に定める割引額を差し引いた額といたします。

6. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款及び選択約款の各約款を適用いたします。

付 則

1. 実施の期日

この選択約款は、令和4年10月1日から実施いたします。

(別表第1)

(1) 主契約として当社の定める約款は、次のとおりといたします。

ガス小売供給約款[地点群名 大槌祝田団地]

(2) その他当社が定める選択約款等に対しこの選択約款を適用する際には、その選択約款等への記載にて規定いたします。

(別表第2)

割引種別	割引額（1月につき）
マイホーム取得応援割引	主契約のガス料金（早収料金）×0.10
被災者応援割引	主契約のガス料金（早収料金）×0.15
ガス利用応援割引	主契約のガス料金（早収料金）×0.15